

熊取町公用車広告募集要項

1. 応募資格

次の（１）、（２）のすべてを満たす者に限り応募できます。

（１）大阪府内に事業所、店舗等を有する個人事業主・法人又は団体。

※ この募集は、町が直接広告主を募集するため、広告代理店は応募できません。

※ 団体とは、地域産業、商店街、市場、専門店等の連合会等で個人事業主以外のものを指します。

（２）資格要件

- ① 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者に該当しないこと
- ② 国税又は町税の滞納がない者
- ③ 本町の入札に関して参加停止等の措置を受けていない者
- ④ 暴力団排除条例（平成２４年熊取町条例第２６号）第２条第１号、第２号及び第３号に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと

2. 対象となる公用車

募集台数 23 台

| 区分 (共用・専用) | 車種 | 募集台数 | 年間平均 走行距離 |
|---------------|-----|------|--------------|
| 共用・専用 | 軽貨物 | 16台 | 4,200 km |
| 共用・専用 | 軽乗用 | 4台 | |
| 共用・専用 | 普通車 | 3台 | |
| 合計 | | 23台 | |

※車両は、主に熊取町内を走行します。

※上記の走行距離、使用日数は目安であり、保証するものではありません。

※車両は利用時以外、町の公用車管理駐車場に駐車します。

※広告掲載車両の指定はできません。

※車検等による整備・修理等のために、他の公用車に一時的に貼替えを行う場合があります。

※行き先等により職務上適当でないと本町が判断したときは、一時的に広告を取りはずす場合があります。

3. 申込単位

1台（広告枠2箇所）

※車体に貼り付けるマグネットシートのサイズ、規格、掲載箇所等については別紙掲載イメージ図参照

4. 掲載期間

1年間

※1か月単位で申し込むことができます。

5. 広告掲載料

2枚1組で月額3,000円(消費税込み)

6. 申込受付期間等

(1) 受付期間 随時受付します。(先着順)

(土曜日・日曜日・祝日を除く)

(2) 受付時間 午前9時から午後5時まで

(3) 提出場所・方法 熊取町野田一丁目1番1号

総務部総務課(北館2階)に郵送及び直接持参

電話:072-452-1001(直通)

※ただし、募集台数に達した場合は募集受付を終了いたします。

※申込みに係る費用については、申込者の負担とします。

(4) 提出書類

① 熊取町公用車広告掲載申込書 (様式第1号)

② 誓約書

個人:誓約書(個人事業主用) (様式第2号)

法人・団体:誓約書(法人・団体用) (様式第3号)

③ 事業概要 (任意様式)

④ 納税証明書(直近の完納証明書)

町内業者:熊取町税の完納(未納税金がない)を証明する書類

町外業者:個人 国税の納税証明書その3の2

法人 国税の納税証明書その3の3

⑤ 住民票又は登記事項証明書

個人:住民票の写し

法人:履歴事項証明書(全部)又は商業登記簿謄本

団体:規約、参加企業、店舗等一覧表の写し

⑥ 広告素案

※側面の広告については、すべて同じ内容としてください。

※A4 サイズ用紙に縮小してカラー作成してください。また、側面のサイズも記入してください。

(注意事項)

※ 証明書等は、発行後 3 か月以内に発行したもの（コピー不可）。

7. 広告主の決定、結果通知等

広告主の決定に当たっては、広告内容を審査し、その内容が適切であり、公用車に掲載する広告として適切であると認められたものに限り、広告の掲載を決定します。結果については書面により申込者に通知します。

なお、広告掲載可と認められる申込者が募集台数を上回った場合には、抽選により決定します。抽選の日程等については、後日該当者あてに通知します。

8. 広告内容等

(1) 該当広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、広告の右上に「広告」と表記してください。(サイズは、縦 5 cm×横 8 cm 以上としてください。)

(2) マグネットシートの厚さは 0. 5 mm 以上、1. 0 mm 以下のもので、高速で移動する車体に貼付けしても剥がれにくいものとしてください。

9. 注意事項

お申込み前に下記を必ずお読みください。

- ・熊取町広告掲載要綱
- ・熊取町公用車広告掲載に関する要領

掲載イメージ図

両側面（各1枚）いずれもスライドドア部分

掲載可能範囲：縦55cm以内 × 横55cm以内

